

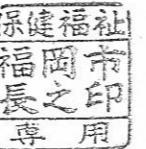
写

保保年第376号
令和2年1月21日

記

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 樽木 晶子 様

福岡市長 高島 宗一郎



令和2年度 福岡市国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高く構造的な問題を抱えていることから、その財政基盤は非常に脆弱なものとなっており、今後も高齢化の進展や医療の高度化等により医療費等は増大し、その運営はますます厳しい状況となっております。

平成30年度からは、持続可能な医療保険制度を構築し、国保財政の安定化を図るため国民健康保険が都道府県単位化され、福岡県及び県内市町村においては「福岡県国民健康保険運営方針」に基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、事務の標準化や広域化に取り組んでおります。

福岡市におきましても、収納対策の強化による収入の確保や医療費適正化による歳出の増加抑制を図るなど、福岡県の運営方針に基づく効率的な事業運営に努めておりますが、令和元年度には、赤字削減・解消計画の策定を余儀なくされているところでございます。

かかる状況を踏まえ、国保財政の健全化とともに、令和2年度の事業運営にあたり、次とおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご回答くださいますようお願いいたします。

1. 被保険者一人あたり保険料について

(1) 一般被保険者医療給付費分

令和2年度の一般被保険者医療給付費分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
前年度より439円引き上げ、53,967円とする。

(2) 後期高齢者支援金等分

令和2年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
前年度より1,561円引き上げ、20,032円とする。

(3) 介護納付金分

令和2年度の介護納付金分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
前年度より2,339円引き上げ、24,188円とする。

2. 保険料賦課限度額について

(1) 令和2年度の医療給付費分の賦課限度額については、政令が改正された場合、 前年度より2万円引き上げ、63万円とする。

(2) 令和2年度の介護納付金分の賦課限度額については、政令が改正された場合、 前年度より1万円引き上げ、17万円とする。

以上